

返還又は明渡しをすること。

(2) 発注者の施設及び物件等に委託業務を実施するために必要な機械器具等を設置しているときは、速やかに原状に復して、発注者に返還又は明渡しをすること。

2 受注者が、正当な理由がなく発注者の指定する期間内に前項の措置をとらないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分その他の措置を行い、施設及び物件等を原状に復すことができる。この場合において、受注者は、発注者の措置等に対して異議を申し立てることができないものとし、発注者の措置等に要した費用を負担しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第25条 受注者は、この契約から生ずる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第26条 受注者は、委託業務の実施上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(特許権等の使用)

第27条 受注者は、委託業務を実施するに当たり、特許権、実用新案権、意匠権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている施行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(緊急時の措置)

第28条 発注者は、この委託業務の実施に当たり緊急に必要と認めるときは、受注者に対し、臨機の措置をとることを求めることができる。

(個人情報の保護)

第29条 受注者は、個人情報（北九州市個人情報保護条例（平成16年北九州市条例第51号）（以下「条例」という。）第2条第2項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、委託業務の実施（処理）に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2 受注者は、委託業務の実施により知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 受注者は、委託業務を実施するために個人情報を取得する場合は、その業務の目的の達成のために必要な範囲内で適法かつ公正な手段で取得しなければならない。

4 受注者は、委託業務の実施により知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

5 受注者は、委託業務を実施するに当たって個人情報が記録された文書、磁気ディスクその他これらに類するものを、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

6 受注者は、委託業務の実施上得た個人情報が記録された文書、磁気ディスクその他これらに類するものについて、業務完了後直ちに発注者に返却するか又は発注者の立会いのもとに廃棄しなければならない。

7 受注者は、委託業務の従事者に対し、条例第66条及び第68条に定める罰則の適用について周知するとともに、個人情報の漏えい防止等個人情報の保護に関し必要な事項の周知を徹底させなければならない。

8 受注者は、個人情報に関し事故が発生したとき又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告しなければならない。

(契約の費用)

第30条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

(協議)

第31条 この契約に定めのない事項については、北九州市契約規則によるものとし、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議して決定する。ただし、協議が成立しないときは、発注者の定めるところによる。

インターネット広告活用による自殺予防相談窓口広報業務仕様書

1 委託業務の名称

インターネット広告活用による自殺予防相談窓口広報業務

2 目的

インターネット上で、自殺予防相談窓口の情報を効果的に表示し、相談への誘導を図ることで、自殺予防対策を強化する。

3 期間

(1) 契約期間

契約締結の日から令和4年3月31日（木）まで

(2) インターネット広告配信期間（予定）

12月中旬以降から令和4年3月31日（木）まで

※配信準備が整い次第、配信開始を前倒しとすることは差し支えないが、配信終了日時は令和4年3月31日（木）とする。

4 対象とする地域

北九州市全域を含むものとする。ただし、Googleについては、北九州市中心部より半径25キロメートルの範囲とする。

5 業務の内容

(1) インターネット広告による広報

検索連動型広告を用い、各相談窓口の情報を記載したランディングページへの誘導を図る。

①ランディングページの作成について

市等のホームページにつなげるためのランディングページとして、以下の情報を掲載したページを作成する。作成には、ランディングページの企画・構成をはじめ、編集、デザインを含む。

（※基本的には1ページを想定し、ランディングページに掲載された相談窓口情報から「ワンクリック」で当該窓口情報に繋がることを想定している。）

ア ランディングページのデザインについて

自殺対策事業として効果的な広報となるよう、市民に親しみやすく解りやすいデザインとすること。広告の発信元は北九州市とすること。デザインは、スマート

トフォン、パソコン及びタブレットに対応できる大きさとする。また、デザイン及び内容について、市と協議の上、作成すること。

(※ランディングページの画像やイラストについて、制作していただくことを想定している。イラストのイメージについて、自殺予防対策として実施するものですので、例えば、ランディングページを見た方が相談したくなるようなカラーやイラストとすること。)

イ 相談連絡先の主な内容

(ア) 電話相談

名称	相談できる日時	電話番号	利用料金
北九州市自殺予防こころの相談電話	月～金／9:00～17:00	tel:0935220874	無料（通話料は自己負担）
北九州いのちの電話	年中無休／24時間	tel:0936534343	無料（通話料は自己負担）
24時間子供SOSダイヤル	年中無休／24時間	tel:01200788310	無料
よりそいホットライン	年中無休／24時間	tel:0120279338	無料

※広告配信期間中、上記相談先情報が変更された場合には、ランディングページの情報を変更内容に合わせて修正するものとする。

(イ) SNS相談

LINEやオンラインチャットなどでの相談窓口として、厚生労働省ホームページ(まもうようよこころ)のリンク先 (<https://www.mhlw.go.jp/mamoruoyokokoro/soudan/sns/>)へ接続する。

②ランディングページについて

テスト及び検証、コーディング、サーバの構築及び運営業務を行う。

③検索連動型広告について

インターネットの検索エンジン上で、自殺や希死念慮を窺わせるワードを検索した者に対して、広告文を表示させ、ランディングページへ誘導する。

- ・広告媒体 パソコン及びスマートフォンのGoogle、Yahoo!JAPAN
- ・検索ワード 北九州市と協議して決定するものとする。また、実施期間中においてもインプレッション数及びクリック数によっては、北九州市と協議し、変更するものとする。
- ・配信対象 年齢・性別の指定なし。
- ・配信エリア 北九州市内

イン
を想
もの
カラ

自
報を
一ム
() へ

素し
中
、

④Twitter 広告について

Twitter 上で、自殺や希死念慮を窺わせるワードを投稿・検索した者に対して、広告文を表示させ、ランディングページへ誘導する。

- ・広告媒体 パソコン及びスマートフォンの Twitter
- ・検索ワード 北九州市と協議して決定するものとする。また、実施期間中においてもインプレッション数及びクリック数によっては、北九州市と協議し、変更するものとする。
- ・配信対象 年齢・性別の指定なし。
- ・配信エリア 北九州市内

※ツイッターのアカウントは市で作成する。

⑤想定するクリック数

期間中、Google、Yahoo!JAPAN について、それぞれひと月あたり 1,200 回以上（上限 2,000 回を想定）、Twitter について、ひと月あたり 500 回以上（上限 1,000 回を想定）のクリック数を想定する。

(2) 業務の報告について

期間中のインプレッション数及びクリック数、ランディングページのアクセス集計・解析結果について、概ね 1 週間ごとに北九州市に報告書を作成して提出すること。また、上記について、業務終了後に全期間中の報告書を作成し、北九州市に提出すること（様式は任意）。

なお、解析結果には、データ取得可能な範囲で年齢別、性別、日別、時間別、曜日別及びデバイス別等の詳細を含むものとする。

6 留意事項

- (1) 本事業実施にかかる全ての成果物の著作権は、北九州市に帰属するものとする。
- (2) 委託金額は、本仕様書に掲げる事業内容を実施するために要する全ての経費とする。
- (3) 自殺予防に関する事後啓発を目的として、北九州市は、本業務で制作したイラスト等について、無償かつ受託者の許諾なしに使用できるものとする。
- (4) 受注者は本業務を遂行するにあたり、知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合には、北九州市と協議すること。
- (6) 仕様書に定めのない事項は北九州市と協議の上で決定すること。



C

